

いきいきふれあいフェスティバル実行委員会規約

施行 平成 8年 6月19日
改正 平成15年 5月 6日
改正 平成15年 7月 9日
改正 平成16年 6月 2日

(名称)

第1条 この会は、いきいきふれあいフェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）といたします。

(目的)

第2条 実行委員会は、お年寄りや障害者をはじめ、誰もが気軽に集い、健康づくりや生きがいづくりなどを楽しみながら体験できる場をつくり出し、ハンディのある人もない人もお互いに尊重し、支えあえる社会づくりに資することを目的とする「いきいきふれあいフェスティバル」（以下「フェスティバル」といいます。）を実施します。

(組織)

第3条 実行委員会は、次の者を実行委員として組織します。

- (1) 前条の目的に賛同し、参加する団体（以下「参加団体」といいます。）から選出された者
- (2) 第6条第2項に規定する運営委員

(役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置きます。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 5名
- (3) 監事 2名

2 役員は、実行委員の互選により選出します。

3 役員の任期は、2年とします。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 役員は、再任されることができます。

5 委員長は、会務を総理し、実行委員会を代表します。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理します。

7 監事は、実行委員会の会計を監査します。

8 実行委員会は、必要に応じて顧問等を置くことができます。

(会議)

第5条 実行委員会は、事業計画、予算及び決算の承認その他重要事項を審議します。

2 実行委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長又は副委員長が議長になります。

3 実行委員会は、実行委員の過半数が出席しなければ開くことができません。

4 実行委員会の議事は、出席実行委員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長が決定します。

(運営委員会)

第6条 実行委員会の円滑な運営を図るため、運営委員会を置きます。

- 2 運営委員会は、次の者を運営委員として組織します。
 - (1) 第7条第4項に規定する部会長
 - (2) 第8条第4項に規定する事務局長、事務局次長及び各係の責任者
- 3 運営委員会は、各部会及び事務局における意見をとりまとめ、事業計画案、予算案、決算報告書等を作成し、総会に提出することのほか、実行委員会の円滑な運営に必要な事項について調査研究することとします。
- 4 運営委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、部会長又は事務局長が議長になります。
- 5 運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ開くことができません。
- 6 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長が決定します。

(部会)

第7条 実行委員会が必要に応じて部会を置きます。

- 2 部会は、次の者を部会員として組織します。
 - (1) 参加団体から推薦された者
 - (2) 第2条の目的に賛同し、部会に参加を希望する団体及び個人
- 3 部会に必要なに応じて係を置くことができます。
- 4 部会に部会長、副部会長及び各係の責任者を置き、部会員の互選により選出します。

(事務局)

第8条 フェスティバルに関する必要な事務処理等を行うため、実行委員会に事務局を置きます。

- 2 事務局は、次の者を事務局員として組織します。
 - (1) 参加団体から推薦された者
 - (2) 第2条の目的に賛同し、事務局に参加を希望する団体及び個人
- 3 事務局に必要なに応じて係を置くことができます。
- 4 事務局に事務局長、事務局次長及び各係の責任者を置き、事務局員の互選により選出します。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定めます。

附 則

この規約は、平成8年6月19日から施行します。

この規約は、平成15年5月6日から施行します。(改正議決 平成15年5月6日)

この規約は、平成15年7月9日から施行します。(改正議決 平成15年7月9日)

この規約は、平成16年6月2日から施行します。(改正議決 平成16年6月2日)